

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年五月二十四日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。